

もくじ

京都府議会 2022 年 12 月定例会

森下 よしみ議員の議案討論 (12/23)	1
ばばこうへい議員の意見書討論 (12/23)	4
議案、意見書・決議、請願採択結果	7
12 月定例会を終えて談話	27

●京都府議会2022年12月定例会で、日本共産党の森下よしみ議員が行なった議案討論、ばばこうへい議員がおこなった意見書・決議討論の概要を紹介します。

森下よしみ議員 (日本共産党・八幡市)

2022 年 12 月 23 日

日本共産党府会議員団の森下由美です。議員団を代表して討論を行います。

ただいま議題となっています議案 27 件のうち、第 3 号個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件、第 4 号デジタル社会の形成をはかるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件、第 11 号「京都府総合計画」将来構想を定める件、第 12 号「京都府総合計画」基本計画を定める件、第 13 号「京都府総合計画」地域振興計画を定める件、第 15 号京都府道路公社が行う有料道路事業の実施にかかる同意の件、第 16 号京都府道路公社定款変更にかかる申請の件について反対し、他の議案に賛成の立場から討論を行います。

まず、議案第 11 号、12 号、13 号 議案の 3 件についてです。

反対の理由の第 1 は、総合計画の将来構想は、深刻な府民の実態や、それに対する京都府の果たすべき役割の総括を踏まえたものになっていないためです。

総合計画改定案は、新型コロナウイルス感染症の拡大で、日常生活、社会のありようが一変し、命と健康への不安が社会を覆い、社会経済活動に大きな影響が生じたこと、原油価格や物価高騰、経済・雇用情勢の悪化、少子高齢化や人口減少の深刻化などから、総合基本計画を前倒しで改定するとして提案をされました。

しかし、総合計画の将来構想は、おおむね 2040 年を展望して改定したとされていますが、府民の暮らしや実情から必要な京都府の方向を決めるものでなく、バックキャスト方式でコロナ禍、物価高騰による深刻な府民の実情とは関係なく、「あるべき姿」を描いているから問題です。

第 2 は、長引くコロナ禍のもとで医療が逼迫し、介護施設等に留め置かれて多くの方がお亡くなりになるなどの事態に対して、深く総括し次の対策に活かせていないためです。

これまでの医療や社会保障の相次ぐ削減、急性期病床削減、保健所の統廃合による広域対応や、人員削減など、歴代政府の政策の矛盾が噴出して、保健所の体制弱体化が深刻になりました。ところが、総合計画案では「保健・医療・介護体制の構築」と言いながらも、保健師配置人員の拡充や人員確保などの体制強化の方向が示されていません。コロナで高齢者が施設に留め置かれ、入院出来ずに亡くなられた方が 144 名もおられたことに、知事は「必要な人は全員入院出来ている」と開き直す姿勢をとり続けておられます。検証や反省が全くない、そして「いのちを守る立場に立ちきらない」という姿勢は問題です。「住民福祉の増進」という自治体本来の役割から大きく外れている事は大問題です。

第 3 は、基本計画の重点に、生活基盤づくりに高速道路・DX(デジタル・トランスフォーメーション)として、国の方向と一体に開発型行政を推し進めようとしていることです。災害対策など本格的に進めな

ればならないときに、北陸新幹線延伸計画は、豊かな自然や地下水などに深刻な影響を与える事や、膨大な財政負担が府民にかかることなどから、計画中止の態度を表明するべきです。さらに北部では山陰近畿自動車道の整備や、南部では新名神高速道路の全線開通の促進と一体に、大規模な開発施策を次々と進めようとするなど、暮らしの基盤づくりから大きく離れています。不要不急の大型開発はストップし、住み続けられる条件を整えることこそ求められています。

さらに、府営水道や市町村水道の広域化・共同化を本府がトップダウンで推進し、官民連携と広域化を本格的に推し進め、民営化に道を開こうとしていることは問題です。

第4は、少子化の原因分析と解決にまともに取り組んでいないことです。「子育て環境日本一」を掲げるものの、少子化の大きな原因の一つである、実質賃金が下がり、非正規雇用が広がる中で働きにくく、暮らしが大変になっている実態に向き合う施策、格差と貧困対策、賃上げ対策などが示されていないためです。基本計画は、「子育てにやさしい風土づくり」の呼びかけに偏り、本来行政が責任を持つべき事業として教育費負担軽減をはじめ、子どもの医療費助成の拡充や学校給食費無償化は早急に取り組むべき課題で、待ち望まれているところです。保育士の処遇改善をはじめ、身近なところに児童相談所や子育て支援センターの設置など、福祉、教育環境整備こそ必要と考えます。

第5は、中小企業が過剰債務や物価高騰によって倒産や廃業の急増が危惧される事態にある中で、支援の本格的取り組みが求められているにもかかわらず、成長産業支援などが中心となっているからです。内需をあたためるための賃上げやゼロゼロ融資を別枠債務にして、新たな融資制度を国に求めるべきです。一刻も早く支援を行うよう求めます。農林水産業についても集落営農への支援、地産地消の取り組みを積極的に示すべきです。

第6は、府民の声を聞く姿勢がないことが大問題です。「総合計画」へのパブリックコメントは、637件の意見のうち、文化スポーツに関して「北山エリアをそのまま残して欲しい」という意見が400を超えています。ところが、これらの意見を全く反映させていません。住民への説明会はまともに行わない、15万筆もの計画見直しの要望に向き合わない。多様な意見を聞こうとしないうえに、異議を唱える声に耳を傾けない府民不在の姿勢は、住民自治の立場から外れています。よって、京都府総合計画にかかる3議案には反対です。

つぎに、第3号、第4号議案についてです。

二つの議案は、国のデジタル関連法の一環として改定された個人情報保護法により、現行の府条例を廃止し、法律施行条例を制定しようとするものです。改定法は国や自治体が持つ膨大な個人情報の「データ利活用」を成長戦略に位置づけ、各自治体が設けてきた個人情報保護条例の規制を、「一旦リセット」し、全国的な「共通ルール」の下に一元化しようとしています。

新たな法律施行条例では、「匿名加工情報」の提供とオンライン結合のための情報提供や契約手数料等を設定しようとするものであり、個人情報を、特定の個人を識別できないように加工したうえ、本人の同意を得ずに第三者提供、目的外利用を可能とするものです。これまでは個人情報保護のために制限していた行為を逆に可能とするものであり、府民の権利・利益に反するものです。

国と財界の成長戦略に沿った、府民の個人情報保護から、企業のための「データ利活用」へと、本府の役割を大きく変質させるものであり、自治体本来の役割とも府民の権利・利益とも相いれません。よって、2つの議案には反対です。

つぎに 第15号、第16号議案についてです。この2件は現在、無料区間である宮津天の橋立インターチェンジ～京丹後大宮インターチェンジを有料化するとともに、計画、整備中の区間である大宮峰山までも有料とするための議案です。宮津天の橋立インターチェンジ～大宮峰山インターチェンジは普通車で300円の料金となり、年間6億円の利用者負担になります。

昨年、政府は高速道路の維持・管理費等について利用者負担を導入することに方針転換しました。山陰近畿自動車道の有料化については、兵庫県や鳥取県が「有料化は当面ない」方針である一方で、京都府が国の方針に忠実に利用者負担にしようとしているものであり、住民の理解を得ることはできません。

また、知事は有料化によって「早期全線開通の道筋」になるかのように言いましたが、利用者負担が先線（さきせん）整備の財源ではありません。有料化をやめ、生活道路の早期整備に方針転換するべきであ

り、反対です。

なお、第7号議案「京都府立自然公園条例一部改正の件」は、賛成するものですが一言申し上げます。

今回の改正は、国立公園等について規定する自然公園法の改正に習い提案されたものですが、もともと法改正は「国立公園等の魅力の向上と地域の活性化の実現を図る」ことを目的とされ、事業者が参加できる「協議会」を自治体を作るため、事業者優先になるのではないかとの懸念が示されていたものです。

今回の府条例改正は府立自然公園の範囲が流域等に限られており、府立公園の本来の設置目的に沿った運用がされるようにすること、またそのためにも京都府として、予算も含めた公的な支援を行うこと、さらに自治体が設ける「協議会」の在り方について、自然保護団体をはじめ多様な団体で構成し、大手事業者の参入等がその利益のために参入しにくい運用となるよう、府として通知など一定の基準を示すよう求めます。

また、第26号議案、職員の給与等に関する条例等一部改正については、人事委員会勧告にもとづく職員給与等の引き上げには賛成ですが、府会議員の期末手当等の引き上げの部分には反対です。もともと京都府議会議員の報酬は他県と比べても高い水準にあり、わが会派は3割削減を求めています。しかも、コロナ禍と物価高騰のもと、府民の暮らしが厳しさを増すなかで、引き上げるべきではありません。

最後に一言申し上げます。

今月初めの山下副知事のセクハラ発言について、府の相談窓口には被害者から訴えがあり、第三者委員会を立ち上げ、調査中とのことですが、早急に事実を明らかにし、しかるべき対処を求めます。

山下副知事は記者会見で謝罪されましたが、私はこの報道を受けて悲しく残念に思いました。行政の責任ある立場の人が、女性を侮辱し卑しめる発言をされるなど、許されることではありません。きちんと襟を正していただきたいと申し述べ、討論を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

日本共産党の馬場こうへいです。会派を代表して、ただいま議題となっています、意見書案・決議案について、すべてに賛成する立場から討論します。

最初に、我が会派提案の「敵基地攻撃能力の保有、軍事費2倍化、大增税に反対する意見書」「米軍経ヶ岬通信所関係者による人身事故に関わる政府と米軍の対応に抗議する意見書」についてです。

12月19日京都市役所前に、300人の市民が集まり、「専守防衛も投げ捨て先制攻撃を可能とする敵基地攻撃能力などいらない」「43兆円にものぼる大軍拡の財源として復興財源、医療や社会保障にまで手を付けるなど許されない」の声をあげるなど、戦後日本の安全保障政策を覆す暴挙や、国会審議も抜きに閣議決定で行った民主主義破壊に、全国各地で怒りと批判が噴出しています。

岸田首相が国民の声を無視し、日米軍事一体化を押し進め、アメリカが起こす戦争で日本が攻撃されてもいないのに自衛隊が敵基地攻撃に乗り出すなど、日本を守ることは全く相容れません。

戦争の危険のない日本とアジアのためには、速やかに閣議決定は撤回し、軍事一辺倒ではなく、憲法9条を生かした平和外交こそ日本のとるべき道です。

また、11月8日に、米軍関係者が起こした人身事故は、「接触事故」だったと本府に報告があったのは2週間以上経ってからです。そもそも、「全ての事故を報告する」というルールが、「人身事故など重大事故」のみ報告すると改悪されたうえ、明確な人身事故であるにも関わらず「軽微な事故」として処理した米軍と防衛省の責任は重大であり、住民の信頼を裏切るものです。

今回の事故の経過や責任を検証・究明するとともに、米軍による事故は全て明らかにすること、住民の安全が保証されないことがはっきりしたもとの、日米地位協定の抜本改定、米軍基地の撤去こそ必要です。

次に、「介護保険制度の大改悪に反対する意見書」についてです。

介護保険制度は、度重なる大改悪によって、「保険あって介護なし」と言われてきました。今回の大改悪メニューはいよいよ、「介護の社会化」を投げ捨て、介護に自己責任を押し付けるものです。

要介護1・2を介護保険給付からははずすということは、介護認定の目安で「食事や排せつに何らかの介助が必要」としている人まで介護保険の外に追いやることとなります。さらに、全日本民主医療機関連合会が行った調査では、負担が2倍になれば退所を検討するとの回答が13%、利用回数を減らす、利用を中止するとの回答が34%など、さらなる利用料の負担増により、介護保険から排除される人を大量に生み出すことになるのは明らかです。

こうした中、短期間に改悪反対の署名が全国で20万筆を超えて集まり、国は、先送りを表明せざるを得なくなりました。しかし、今後も検討を続け2027年の制度改正までに結論を出すとしています。先延ばしなどでなく、改悪方針そのものを撤回し、憲法の立場に立って必要な人が必要な介護サービスを受けることが出来る制度とすることこそ必要です。

次に、「マイナンバー保険証及びオンライン資格確認の義務化を撤回することを求める意見書」についてです。

マイナンバーカード普及をめぐるっては、交付率は、全人口の半分にとどまり、「マイナ保険証」利用者は全人口の25%程度ということです。

デジタル庁が8～9月に行ったアンケート調査でも、「情報流出が怖い」14.7%など、政府や行政の持つ個人情報流出事件が後を絶たない中、「マイナ保険証」についても国民が不信に思うのは当然です。その上、従来の保険証の利用者には、初診料などで医療費の上乗せをするなど、絶対に許されません。

また、「オンライン資格確認に係るシステム導入の義務化」について、多額の経費や維持費など、医療現場へ多大な負担を強い、現時点で、運用を開始した施設は京都府内でも36.9%にとどまっています。体制整備ができないことから、義務化を契機に閉院・廃院を検討するなど地域医療の疲弊・崩壊に拍車をかけかねないと危惧されています。

法的には任意のカード取得を、保険証の廃止で脅して強制し、患者の受診機会を阻害し、医療現場に混乱を持ち込むマイナ保険証及び、オンライン資格確認の義務化方針は撤回しかありません。

次に、「子育て支援医療助成制度について早急に高校卒業まで無償とすることを求める決議」「教育費の

保護者負担軽減を求める意見書」「教育費の保護者負担軽減を求める決議」「教員定数を改善し少人数学級を進める意見書」についてです。

今議会には、「すべての子どもの医療費無償化の早期実現を求める請願」が出されていますが、その背景には子育てを取り巻く環境の大きな変化があります。

2021年に内閣府が行った「子どもの生活状況調査」では、収入水準の低い世帯やひとり親世帯などの子ども達の中で、学習・生活・心理など様々な影響が出ていることや、そうした世帯では、コロナ禍の影響により生活状況がさらに厳しくなっている可能性があることなどが指摘されています。さらに、本府では合計特出生率が前年比で0.04ポイント下がって、昨年1.22となり、さらに出生数は15,818人と、統計が公表されている1960年以降で最低となるなど、少子化が極めて深刻な状況にあります。

安心して子育てできる環境を整え、少子化対策を抜本的に強化することが喫緊の課題となっています。今議会では、委員会ですべての会派から子どもの医療費の無償化拡充の実施時期などについて質問されましたが、一切明らかにされていません。

今こそすべての子どもの医療費無償化の早期実現に向けた京都府の決断が必要です。

学校給食は教育的目的を持って実施をされているもので、義務教育の一部として当然無償化されるべきです。

また、高校の一人一台タブレット端末導入については、個人購入として増えた負担の軽減を学校現場に押し付けたため、修学旅行先の見直しなど教育にも影響が出ています。さらに、物価高騰で端末代の値上げなどさらなる影響も予想されます。端末は公費負担による導入に切り替えるべきです。

今議会には、「すべての子どもたちが安心して学べる学校づくりと教育条件の整備に関する請願」が18,000筆を超える署名とともに出されています。すべての子ども達に、きめ細かな教育を届けるためにも、直ちに中学校・高等学校での35人学級と、義務教育での30人学級の実現、そのための抜本的な教員増と、教員定数の改善を国に求めるべきです。

次に、「原発の建て替えや運転期間延長などの新方針撤回を求める意見書」についてです。

経済産業省の審議会が12月8日に大筋了承した行動指針を受けて、政府は22日に原発の新規建設や60年以上の運転を認めることなどを盛り込んだ「GX（グリーン・トランスフォーメーション）実現に向けた基本方針案」をとりまとめ、来年に閣議決定しようとしています。さらに、新しい規制制度案では、原発の運転開始から30年後からは、10年以内ごとに設備の劣化を審査し、60年超の運転を認めることが出来るとされています。加えて、その運転期間からは稼働停止期間を除くとされていますから、例えば美浜原発3号機は70年もの運転が可能となり、あと25年間も稼働できることとなります。そんな運転期間が本当に可能なのか、60年を超える原発の規制をどうするのか、こうしたことについてこれから規制委員会で検討されるとされていますが、どのように劣化していくのかのデータが無く、委員長自身が「未知の領域」と述べているのです。まさに、運転延長だけが先行し、安全が置き去りにされているのは明らかです。原発を推進する政府方針の中で、東京電力福島第一原発事故の教訓が忘れ去られようとしていることは極めて重大です。原発推進の政府方針は撤回するとともに、原発再稼働をやめ、廃炉をめざすべきです。

次に、「鉄道網の維持・活性化を求める意見書」「北陸新幹線延伸計画の中止を求める意見書」についてです。

北陸新幹線の延伸計画は、大量の残土の処分をどうするのか、地下水への影響はどうなるのかなど、住民の当然の不安に答えることが出来ないことから、京都府内の複数の地域で工事着工に必要な環境影響調査が実施できない状況が続く、国交省は来年度の工事着工を断念すると発表しました。

ところが、国交省は同時に、本来認可後に実施する地質調査や用地取得に向けた調査費など12億円を盛り込むことを提示しました。しかし、これまで地域住民への説明では、「ルートも駅の位置などもまったく決まっていない」としてきたにもかかわらず、認可後に行う調査を前倒しし、駅の概略設計まで行うなど、京都府民を愚弄するものです。西脇知事は推進の前提として「丁寧に説明していただく」と言われてきましたが、このように、府民の声を聞き、不安に答えるという姿勢が全くないことが明らかになった以上、きっぱりと計画の中止を国に対して求めるしかありません。

さらに、新幹線計画を脱法的なやり方でごり押ししようとする一方で、国交省の検討会は、府民の生活に欠かせない小浜線や関西線などを含めた、輸送密度1千人未満の路線について、存廃などについて国と自治体、鉄道事業者が協議する「協議会」を設置し、3年で結論を得るとする提言を出し、法案の準備ま

で進めています。

国に今求められているのは、全国の鉄道網の維持・活性化を図る責任を果たすことです。

次に、「消費税引き下げとインボイス制度の中止を求める意見書」についてです。

消費税は「社会保障財源」を口実に増税されてきましたが、社会保障制度は改悪、削減の連続の上、さらなる後期高齢者の医療費や介護保険の負担増などさらなる改悪が狙われています。

コロナ禍、物価高騰などで個人消費が冷え込み、中小企業・小規模事業者の経営への影響が世界中で広がっており、その対策として世界 100 の国と地域で消費税・付加価値税の減税を行い、負担軽減を行っています。日本でも、消費税の減税を実施すべきです。

また、日本では小規模事業者や農業者、フリーランス、シルバー人材センターの会員など 1000 万人に、新たに 2480 億円もの負担を迫るインボイス制度が 23 年 10 月 1 日から実施されようとしています。多くの免税事業者が、事務負担の増加や事業取引の停止、値引きなどで営業が出来なくなる、廃業につながるなど反対の運動に取り組み声を上げています。そうした声に押され、政府は激変緩和措置を提案しましたが、事業の継続を困難にする問題が根本的に解消されるわけではありません。多くの小規模事業者の負担増加につながるインボイス制度は実施中止すべきです。

次に、3 党派提案の「旧統一協会による被害者への救済措置の早急な実施等を求める意見書」については賛成するものですが、いくつか指摘をしておきます。

被害者救済法については、被害者の方からも、成立を喜ぶ声と同時に、被害の実態からすると極めて不十分との指摘がされており、我が党は、「マインドコントロール下での献金を禁止」することなど、さらに実効性あるものへとしていくことを訴えています。

そして、この課題における最大の問題は、旧統一協会と政治の癒着の根幹である自民党と旧統一協会の癒着の究明が極めて不十分なことです。岸田首相は、旧統一協会との関係調査については、議員任せの態度に終始しています。また、最も深い関係にあった安倍元首相について、集会にビデオメッセージを送り、旧統一協会の組織票の差配をしていたとの指摘もあるにもかかわらず、「故人だから限界がある」として、調査の対象に加えていません。

また、文化庁が 2015 年に、それまでの立場を変えて、旧統一協会の名称変更を認めたことは、被害拡大の契機となり、行政が歪められた疑惑の経緯の究明も含めて、徹底した究明と関係を根絶することこそ必要です。

次に、「加齢性難聴者に対する補聴器購入にかかる公的支援制度の創設を求める意見書」についてです。

加齢性難聴は、会話が難しくなることによる生活の質の低下のみならず、うつ病や認知症の危険因子になることが指摘されています。本年 2 月には「補聴器の公的補助を求める会」のみなさんが、府議会に補聴器購入への公的補助を求める陳情を出されました。その際に、懇談をさせていただきましたが、「障害手帳が交付される重度の場合には補助があるものの、軽度・中度でも家族との会話などに加わりやすく、孤立を感じる」「軽度・中度も含めた購入補助を作ってほしい」といった話を直接お聞きました。その後、粘り強い運動を重ねられ、本日意見書が出されるに至りました。府民の皆さんの取り組みに心から敬意を表します。全国的にも運動や意見書採択が広がる中、都道府県では 7 つ目となる意見書が、本府議会から出されることは極めて重要です。府としてもこうした府民の声を国に対して要望として上げていただくとともに、府独自の支援制度についても積極的に検討いただきたいと思っております。

以上で討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

<議案、意見書・決議、請願採択結果>

● 議員提案議案

議案 番号	件名	提案日	議決 月日	議決 結果	賛否の状況				
					共産	自民	府民	公明	維新
議第1号	京都府議会個人情報保護条例制定の件	12月 23日	12月 23日	原案 可決	○	○	○	○	○

● 意見書

意見書案 番号	件名	提案 会派	議決 月日	議決 結果	賛否の状況				
					共産	自民	府民	公明	維新
第1号	旧統一教会による被害者への救済措置の早急な実施等を求める意見書	自民・公明・府民	12月 23日	原案 可決	○	○	○	○	○
第2号	加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度の創設を求める意見書	自民・公明・府民	12月 23日	原案 可決	○	○	○	○	○
第3号	知的障がい者・知的障がい行政への国の対応拡充を求める意見書	自民・公明・府民	12月 23日	原案 可決	○	○	○	○	○
第4号	带状疱疹ワクチンの接種への助成及び定期接種化を求める意見書	自民・公明・府民	12月 23日	原案 可決	○	○	○	○	○
第5号	子どもに係る医療費助成の充実を求める意見書	自民・公明・府民	12月 23日	原案 可決	○	○	○	○	○
第6号	敵基地攻撃能力の保有、軍事費2倍化、大増税に反対する意見書	共産	12月 23日	否決	○	×	×	×	×
第7号	米軍経ヶ岬通信所関係者による人身事故に関わる政府と米軍の対応に抗議する意見書	共産	12月 23日	否決	○	×	×	×	×
第8号	介護保険制度の大改悪に反対する意見書	共産	12月 23日	否決	○	×	×	×	×
第9号	マイナンバー保険証及びオンライン資格確認の義務化を撤回することを求める意見書	共産	12月 23日	否決	○	×	×	×	×
第10号	教育費の保護者負担軽減を求める意見書	共産	12月 23日	否決	○	×	×	×	×
第11号	教員定数を改善し、少人数学級を進める意見書	共産	12月 23日	否決	○	×	×	×	×
第12号	原子力発電所の建替えや運転期間延長などの新方針撤回を求める意見書	共産	12月 23日	否決	○	×	×	×	×
第13号	鉄道網の維持・活性化を求める意見書	共産	12月 23日	否決	○	×	×	×	×
第14号	北陸新幹線延伸計画の中止を求める意見書	共産	12月 23日	否決	○	×	×	×	×
第15号	消費税引下げとインボイス制度の中止を求める意見書	共産	12月 23日	否決	○	×	×	×	×

● 決議

決議案 番号	件名	提案 会派	議決 月日	議決 結果	賛否の状況				
					共産	自民	府民	公明	維新
第1号	子育て支援医療助成制度について早急に高校卒業まで無償とすることを求める決議	共産	12月 23日	否決	○	×	×	×	×
第2号	教育費の保護者負担軽減を求める決議	共産	12月 23日	否決	○	×	×	×	×

● 知事提案議案

議案 番号	件名	提案日	議決 月日	議決 結果	賛否の状況				
					共産	自民	府民	公明	維新
第1号	令和4年度京都府一般会計補正予算(第8号)	12月 5日	12月 5日	原案 可決	○	○	○	○	○
第2号	令和4年度京都府一般会計補正予算(第9号)	12月 5日	12月 23日	原案 可決	○	○	○	○	○
第3号	個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件	12月 5日	12月 23日	原案 可決	×	○	○	○	○
第4号	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件	12月 5日	12月 23日	原案 可決	×	○	○	○	○
第5号	京都府手数料徴収条例一部改正の件	12月 5日	12月 23日	原案 可決	○	○	○	○	○
第6号	京都府府税条例一部改正の件	12月 5日	12月 23日	原案 可決	○	○	○	○	○
第7号	京都府立自然公園条例一部改正の件	12月 5日	12月 23日	原案 可決	○	○	○	○	○
第8号	京都府福祉のまちづくり条例一部改正の件	12月 5日	12月 23日	原案 可決	○	○	○	○	○
第9号	京都府海洋調査船建造工事請負契約変更の件	12月 5日	12月 23日	原案 可決	○	○	○	○	○
第10号	貸金返還請求事件に係る訴えの提起の件	12月 5日	12月 23日	原案 可決	○	○	○	○	○
第11号	「京都府総合計画」将来構想を定める件	12月 5日	12月 23日	原案 可決	×	○	○	○	○
第12号	「京都府総合計画」基本計画を定める件	12月 5日	12月 23日	原案 可決	×	○	○	○	○
第13号	「京都府総合計画」地域振興計画を定める件	12月 5日	12月 23日	原案 可決	×	○	○	○	○
第14号	当せん金付証票発売の件	12月 5日	12月 23日	原案 可決	○	○	○	○	○

議案番号	件名	提案日	議決 付日	議決 結果	賛否の状況				
					共 産	自 民	府 民	公 明	維 新
第 15 号	京都府道路公社が行う有料道路事業の実施に係る同意の件	12月 5日	12月 23日	原案 可決	×	○	○	○	○
第 16 号	京都府道路公社定款変更に係る申請の件	12月 5日	12月 23日	原案 可決	×	○	○	○	○
第 17 号	令和 4 年度京都府一般会計補正予算（第 10 号）	12月 14日	12月 23日	原案 可決	○	○	○	○	×
第 18 号	令和 4 年度京都府収益事業特別会計補正予算（第 1 号）	12月 14日	12月 23日	原案 可決	○	○	○	○	×
第 19 号	令和 4 年度京都府地域開発事業特別会計補正予算（第 1 号）	12月 14日	12月 23日	原案 可決	○	○	○	○	×
第 20 号	令和 4 年度京都府港湾事業特別会計補正予算（第 2 号）	12月 14日	12月 23日	原案 可決	○	○	○	○	×
第 21 号	令和 4 年度京都府電気事業会計補正予算（第 1 号）	12月 14日	12月 23日	原案 可決	○	○	○	○	×
第 22 号	令和 4 年度京都府水道事業会計補正予算（第 1 号）	12月 14日	12月 23日	原案 可決	○	○	○	○	×
第 23 号	令和 4 年度京都府病院事業会計補正予算（第 1 号）	12月 14日	12月 23日	原案 可決	○	○	○	○	×
第 24 号	令和 4 年度京都府工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）	12月 14日	12月 23日	原案 可決	○	○	○	○	×
第 25 号	令和 4 年度京都府流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）	12月 14日	12月 23日	原案 可決	○	○	○	○	×
第 26 号	職員の給与等に関する条例等一部改正の件	12月 14日	12月 23日	原案 可決	○	○	○	○	×
第 27 号	令和 4 年度京都府一般会計補正予算（第 11 号）	12月 14日	12月 23日	原案 可決	○	○	○	○	○
第 28 号	令和 4 年度京都府流域下水道事業会計補正予算（第 2 号）	12月 14日	12月 23日	原案 可決	○	○	○	○	○
第 29 号	教育委員会委員の任命について同意を求める件	12月 23日	12月 23日	同意	○	○	○	○	○
第 30 号	収用委員会委員の任命について同意を求める件	12月 23日	12月 23日	同意	○	○	○	○	○
第 31 号	土地利用審査会委員の任命について同意を求める件	12月 23日	12月 23日	同意	○	○	○	○	○

● 請願

受理番号	受理年月日	件名	審議結果
第 1470 号	2022 年 12 月 9 日	すべての子どもを対象とした医療費無償化の早期実現を求めることに関する請願	不採択
第 1468 号	2022 年 12 月 8 日	2022 年度すべての子どもたちが安心して学べる学校づくりと教育条件の整備に関する請願	不採択
第 1469 号	2022 年 12 月 8 日	小中学校給食費の無償化に関する請願	不採択

旧統一教会による被害者への救済措置の早急な実施等を求める意見書

旧統一教会（現「世界平和統一家庭連合」）とその関連団体の反社会的活動が明らかになり、大きな社会問題となっている。

旧統一教会は、「靈感商法」や多額の献金の強要、集団結婚などにより、多くの被害者を出してきた。

こうした事態の重大性を踏まえ、更なる被害を防ぎ、被害者を救済する措置の早急な実施が強く求められる。

ついては、国においては、次のとおり対策を求める。

- 1 旧統一教会の問題に関し、「宗教法人法」に基づく報告徴収、質問権の行使等を通じ、事実把握・実態解明に努めること。
- 2 信教の自由等に十分配慮しながら、被害者救済新法「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」を円滑に運用することにより、実効性のある被害者への救済措置を早急に講ずること。
- 3 被害者本人や宗教二世等の被害者の家族が抱える問題等の解決に向けて、きめ細やかな相談・支援体制を充実・強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 12 月 日

衆議院議長	細 田 博 之 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
総務大臣	松 本 剛 明 殿
法務大臣	齋 藤 健 殿
文部科学大臣	永 岡 桂 子 殿
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 殿
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品衛生）	
	河 野 太 郎 殿
国家公安委員会委員長	谷 公 一 殿

京都府議会議長 菅 谷 寛 志

加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度の創設
を求める意見書

加齢に伴う難聴は、日常生活を不便にし、症状の進行により人とのコミュニケーションが難しくなることで、高齢者の社会的孤立やうつ病、認知症につながるのではないかと考えられている。

また、平成 27 年 1 月に策定された認知症施策推進総合戦略においては、難聴は、加齢や遺伝性のもの、高血圧、糖尿病、喫煙、頭部外傷等と併せて認知症の危険因子とされている。

しかし、日本において補聴器の価格は、安価なものでも片耳で数万円、高価なものでは数十万円にもなるが、保険適用はされず、全額自費となるため、低所得者にとっては補聴器の購入が困難な状況であり、そのことが補聴器使用率が欧米諸国と比べて低い要因となっている。

現在の補装具費支給制度は、身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障がい者のうち、障がい者手帳を所持する両耳の平均聴カレベルが 70 デシベル以上の高度・重度難聴者が対象となっている。41 デシベル以上の中等度以下の難聴者に関しては、購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象はわずかで、購入者の約 9 割は自費で購入せざるを得ない状況にある。

については、国におかれては、「聴覚障害の補正による認知機能低下の予防効果を検証するための研究」の結果を早期に取りまとめ、加齢性難聴者に対する補聴器購入について、補装具費支給制度の対象の見直しや新たな公的支援制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 12 月 日

衆議院議長	細 田 博 之 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
総務大臣	松 本 剛 明 殿
財務大臣	鈴 木 俊 一 殿
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 殿
内閣官房長官	松 野 博 一 殿

京都府議会議長 菅 谷 寛 志

知的障がい者・知的障がい行政への国の対応拡充を求める意見書

身体障がい者は「身体障害者福祉法」において、精神障がい者は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」においてそれぞれ定義されている。

ところが、知的障がい者に関しては、「知的障害者福祉法」において知的障がい者に対する福祉サービスは規定されているものの、知的障がい、あるいは知的障がい者の定義は規定されていない。

そのため、身体障がい者手帳及び精神障がい者手帳については、それぞれの法律に基づき交付・運用されているが、知的障がい者の療育手帳は、厚生事務次官通知に基づき各都道府県知事等の判断で定められた実施要項により、交付・運用されている。その結果、知的障がいについては自治体により障がいの程度区分に差が生じ、自閉症の方への療育手帳の交付については、都道府県等によって対応が異なるなどの事態が起こっている。

については、国におかれては、国際的な知的障がいの定義や、自治体の負担等を踏まえた障がいの程度区分の基準やその判定方法の在り方を検討し、手帳制度をはじめとする知的障がい行政について法律による全国共通の施策として展開するよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 12 月 日

衆議院議長	細 田 博 之 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
総務大臣	松 本 剛 明 殿
財務大臣	鈴 木 俊 一 殿
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 殿
内閣官房長官	松 野 博 一 殿

京都府議会議長 菅 谷 寛 志

帯状疱疹ワクチンの接種への助成及び定期接種化を求める意見書

帯状疱疹は、過去に水痘に罹患した方が、加齢や過労、ストレスなどを原因とした免疫力の低下により、体内に潜伏する水痘・帯状疱疹ウイルスが再燃することなどで発症するものである。

日本人では、50 歳代から発症率が高くなり、80 歳までに 3 人に 1 人が発症するといわれており、治療が長引くケースや後遺症が残るケースもある。

例えば帯状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「帯状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などが引き起こされ、目や耳に障がいが残ることもあるともいわれている。

この帯状疱疹の発症予防のためには、ワクチンが有効とされているが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない。

については、国におかれては、一定の年齢以上の国民に対する帯状疱疹ワクチンの有効性等を早急に確認し、接種への助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を実施するよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 12 月 日

衆議院議長	細 田 博 之 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
総務大臣	松 本 剛 明 殿
財務大臣	鈴 木 俊 一 殿
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 殿
内閣官房長官	松 野 博 一 殿

京都府議会議員 菅 谷 寛 志

子どもに係る医療費助成の充実を求める意見書

京都府では、子どもや子育て世代を社会全体であたたく見守り支え合う「子育て環境日本一」の実現に向け、結婚から出産、子育て、教育、就労まで切れ目のない施策を推進している。

特に、教育費や医療費等の子どもに係る経済的な負担の軽減が重要であり、そのための取組の一環として、京都府では、市町村と連携し、医療費助成を実施しているところである。

京都府の制度は、全ての子育て家庭を社会全体で支える観点から、親の収入に左右されることなく、安心して子どもが医療を受けることができるよう所得制限を設けないこととしており、平成5年の創設から、この間、対象年齢の拡大や自己負担上限額の引下げを行い、現在では、入院、通院とも、中学生までの全ての子どもを対象としているところである。

また、厚生労働省が実施している「乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」によると、全ての都道府県・市町村において乳幼児等に係る医療費の助成事業を実施している状況にあり、子どもに係る医療費助成は全国的に要請されていることからナショナルミニマムとして、国において、制度を創設すべきものとする。

については、子育て環境の更なる充実を図るため、国において、子どもを対象とした医療費助成の制度化を強く要望する。

また、制度創設までの間は、都道府県・市町村の施策を支援するために十分な財政措置を講じるよう、併せて要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月 日

衆議院議長	細 田 博 之 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
総務大臣	松 本 剛 明 殿
財務大臣	鈴 木 俊 一 殿
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 殿
内閣官房長官	松 野 博 一 殿
こども政策担当大臣	小 倉 將 信 殿

京都府議会議長 菅 谷 寛 志

敵基地攻撃能力の保有、軍事費 2 倍化、増税に反対する意見書

政府は、新たな「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」の安保 3 文書を閣議決定した。その内容は、「敵基地攻撃能力（反撃能力）」の保有、5 年間で 43 兆円規模への軍事費拡大など、憲法の恒久平和主義に基づく戦後日本のあり方を根底から覆すものである。

敵基地攻撃能力（反撃能力）の保有は、歴代政府の「相手国に攻撃的脅威を与える兵器の保有は憲法上許されない」との憲法解釈に照らしても、憲法違反は明白である。

2015 年の安保法制では、米国が海外で起こす戦争での「集団的自衛権行使」を可能としているが、今回の「3 文書」では、日本が攻撃されていなくても「敵基地攻撃能力」を行使し、自衛隊が相手国への攻撃を行うことができるとしている。そうなれば相手国の報復攻撃を招くことは明らかであり、「国民を守る」どころか戦火を呼び込み、国民を戦争に巻き込むことになる。

さらに政府は、軍事費を 5 年間で 43 兆円、GDP 比 2% 規模へと倍増し、米国、中国に次ぐ世界第 3 位の軍事大国化、トマホーク・ミサイルなど他国を攻撃できる大量の兵器取得をねらい、その財源確保のために国民に増税を課そうとしている。当面の、復興特別所得税の期間延長と流用、「歳出削減」の名によりいっそうの社会保障削減、医療関係の積立金やコロナ対策費などの流用、国債の増発などに加え、今後の増税規模は「1 兆円」程度でとどまる保証はなく、さらなる増税が国民に押し付けられる危険が大きい。

日本の真の安全保障と戦争の心配のないアジアをつくり出すためには、「軍事対軍事」一辺倒ではなく、東南アジア諸国連合などの取組に学び、特定国を排除せず、地域の全ての国を包摂する平和的な枠組みをつくる必要があるとあり、憲法 9 条を生かした平和外交に取り組むことこそ、世界から求められる日本の役割である。

については、日本の国のあり方を根底から覆す大軍拡と増税を中止すること及び安保 3 文書の閣議決定の撤回を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 12 月 日

衆議院議長	細 田 博 之 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
総務大臣	松 本 剛 明 殿
法務大臣	齋 藤 健 殿
外務大臣	林 芳 正 殿
財務大臣	鈴 木 俊 一 殿
防衛大臣	浜 田 靖 一 殿
内閣官房長官	松 野 博 一 殿
国家公安委員会委員長	谷 公 一 殿

京都府議会議員 菅 谷 寛 志

米軍経ヶ岬通信所関係者による人身事故に関わる政府と米軍の対応に
抗議する意見書

11月8日夕刻、京丹後市三津で、米軍経ヶ岬通信所（Xバンドレーダー基地）所属の米軍属の車両が高齢の歩行者と接触、負傷させる交通事故が発生した。警察官によって救急車が呼ばれ、病院に搬送された人身事故であるにもかかわらず、防衛省は「軽微な事故」として扱い、京丹後市に物損事故として報告していた。また、府に防衛省近畿中部防衛局から「接触事故があった」と連絡があったのは、事故発生から2週間以上が経過した11月25日である。防衛省は、11月30日に開催された「経ヶ岬通信所安心・安全連絡会」において、ようやく人身事故があったことを認め、「受け身の対応を反省している」と述べた。府民住民からは不安と怒りの声が寄せられている。

そもそも、米軍関係の交通事故は「加害、被害を問わず全事故を速やかに京都府と京丹後市に報告する」とされたルールが、4年前に「人身などの重大事故は速やかに報告する」に改悪されたものである。さらに、今回の事故は明確な人身事故であるにもかかわらず、米軍、防衛省が「軽微な事故」として対応を行ったものであり、「隠蔽」したともいえる事件である。また、今回の事故の経緯を見れば、米軍基地存在そのものが住民のいのち、暮らしの安全と両立しないことは明白である。

ついては、国におかれては、次のことを行うよう強く求める。

- 1 政府が、事故の状況・経過や、事故原因・責任の究明などを明らかにすること。また、被害者に対し誠実な対応と補償を行うこと。
- 2 米軍関係者による事故情報は、加害・被害を問わず全てを明らかにするルールに戻すこと。
- 3 日米地位協定の改定を強く求めること。
- 4 米軍による約束違反は明確であり、住民の安全を脅かす危険な米軍基地については、速やかに撤去を米軍に通告し撤去すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年12月 日

衆議院議長	細	田	博	之	殿
参議院議長	尾	辻	秀	久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文	雄	殿
法務大臣	齋	藤		健	殿
外務大臣	林		芳	正	殿
防衛大臣	浜	田	靖	一	殿
内閣官房長官	松	野	博	一	殿

京都府議会議長 菅 谷 寛 志

介護保険制度の大改悪に反対する意見書

厚生労働省の社会保障審議会・介護保険部会は、2023 年度以降の制度改定に向けた検討を行い、すでに「給付と負担に関する指摘事項について」として計 7 項目に及ぶ大改悪メニューを示した。

その内容は、2024 年に向け、介護保険利用料の 2・3 割負担の対象拡大や、要介護 1・2 を介護保険給付から外し、要支援 1・2 と同じように市区町村が運営する「総合事業」への移行の検討、ケアプラン作成の有料化、介護保険料の納付開始年齢（現行 40 歳）の引下げ、受給年齢（原則 65 歳以上）の引上げの検討、福祉用具の貸与から購入への変更等、「保険あって介護なし」をいっそう進めるものとなる。

今後、政府は年内に結論を取りまとめ、2023 年の通常国会で介護保険法改定案の成立を狙っていたが、多くの国民的な批判を前に、先延ばしを示さざるを得なくなった。

2025 年には、団塊世代が全て 75 歳以上となり、厚生労働省は要介護者が 600 万人を超すと試算しており、今後、介護保険制度の大改悪が進められれば、多くの介護難民があふれ、「介護の社会化」でなく、介護の自己責任が求められることになる。

については、国におかれては、介護保険制度の抜本改悪をやめ、自助・共助の押し付けでなく、憲法 25 条にのっとった「社会保障制度」、「介護保険制度」となるよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 12 月 日

衆議院議長	細 田 博 之 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
総務大臣	松 本 剛 明 殿
財務大臣	鈴 木 俊 一 殿
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 殿
経済産業大臣	西 村 康 稔 殿
内閣官房長官	松 野 博 一 殿
新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣	後 藤 茂 之 殿

京都府議会議長 菅 谷 寛 志

マイナンバー保険証及びオンライン資格確認の義務化を撤回することを求める意見書

本年6月、政府は、「骨太方針2022」を閣議決定し、オンラインによる資格確認について、保健医療機関・薬局に対し、2023年4月からの導入を原則として義務付けるとともに、マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだ「マイナ保険証」に切り替えるとともに、「健康保険証の原則廃止」方針を発表した。

これらに対し、「マイナンバーカードがないと医療が受けられなくなるのか」、「マイナンバーカードを管理できない人や、所持したくない人はどうなるのか」等、患者・国民に困惑と不安が広がっている。そもそも、使い慣れた保険証をわざわざ廃止して、マイナンバーカードに一本化してほしい等、国民は望んでいない。

さらに、医療現場から怒りの声があがっている。全国保険医団体連合会のアンケート調査によれば、約8割の医療機関が反対し、多くの医療機関が、「必要性を感じていない」と答えるとともに、「マイナンバーカードの紛失・漏えいが心配」（71%）、「セキュリティ一面の不安」（67%）、「設備投資やランニングコスト上の負担」（85%）などの懸念が寄せられ、すでに運用を開始している医療機関の約3割でトラブルを抱える事態となっている。

12月11日現在、マイナ保険証に対応できる医療機関は4割にとどまり、体制整備ができないことから、義務化を契機に閉院・廃院を検討するところも各地から出ており、地域医療の疲弊・崩壊に拍車をかけることが危惧されている。

法的には任意のカード取得を、生命にかかわる保険証を使って事実上義務化し、強制することは許されない。

ついては、国におかれては、患者の受診機会を阻害し、医療現場に混乱を持ち込む、マイナ保険証及びオンライン資格確認の義務化方針を撤回するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月 日

衆議院議長	細 田 博 之 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
総務大臣	松 本 剛 明 殿
財務大臣	鈴 木 俊 一 殿
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 殿
経済産業大臣	西 村 康 稔 殿
内閣官房長官	松 野 博 一 殿

京都府議会議長 菅 谷 寛 志

教育費の保護者負担軽減を求める意見書

長引くコロナ禍に続き、急激な物価高騰は、多くの子育て世帯の家計をひっ迫させている。2021年に内閣府が行った「子どもの生活状況調査」では、過去1年間で必要な食料が買えなかった体験は全体で11.3%、ひとり親世帯では30.3%、母子家庭では32.1%と、深刻な困窮の実態が広がっている。また、同調査では、子どもの進学希望・展望について、大学以上と答えたのは全体では50.1%であるのに対し、低収入世帯では25.9%と大きな格差があり、低所得世帯にとって高すぎる学費・授業料が進学を阻む障壁となっている現実がある。2022年から本格化した物価高騰は、こうした実態に拍車をかけている。社会経済状況の変化によって、子どもたちの教育を受ける権利が侵害されるということや、子どもの貧困の拡大が起こるということはあってはならず、教育費の保護者負担軽減が求められる。

憲法第26条は義務教育の無償を定めているにも関わらず、現実には義務教育課程においても給食費等の保護者負担が残されている。学校給食法第2条に「義務教育諸学校における教育の目的を実現するため」とあるように、学校給食は教育的目的をもち、義務教育の一部であり、無償化されるべきである。

については、国におかれては、教育費の保護者負担軽減のため下記のとおり対策を求める。

- 1 学校給食費無償化を推進するため自治体への財政支援を行うこと。
- 2 高校生が授業で使用するタブレット端末は、自治体が全額公費で導入できるように財政支援を行うこと。
- 3 教育の機会均等を保障するため、学費負担の軽減と給付制奨学金を抜本的に拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月 日

衆議院議長	細	田	博	之	殿
参議院議長	尾	辻	秀	久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文	雄	殿
総務大臣	松	本	剛	明	殿
財務大臣	鈴	木	俊	一	殿
文部科学大臣	永	岡	桂	子	殿
厚生労働大臣	加	藤	勝	信	殿
内閣官房長官	松	野	博	一	殿

京都府議会議員 菅 谷 寛 志

教員定数を改善し、少人数学級を進める意見書

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策の対応も含め、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するためにも、教員定数を改善し、少人数学級を進めることは喫緊の課題となっている。

少人数学級を求める声と運動は毎年のように広がり続け、昨年度、改正義務教育標準法が成立し、ついに 40 年ぶりに学級編制基準が引き下げられることとなった。しかし対象は小学校のみであり、しかも 2025 年度までに段階的に 35 人に引き下げられることなど、不十分である。

今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での 35 人学級の早期実施も必要であり、加えて、きめ細かい教育を進めるためには、さらなる学級編制基準の引下げ、少人数学級の実現が必要である。

については、国におかれては、下記の措置を講じられるよう、強く求める。

- 1 中学校・高等学校の学級編制基準を全学年 35 人学級とした上で、さらに義務教育における少人数学級を推進し、30 人学級を実現すること。
- 2 抜本的に教職員を増員するとともに、計画的な教職員定数改善を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 12 月 日

衆議院議長	細	田	博	之	殿
参議院議長	尾	辻	秀	久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文	雄	殿
総務大臣	松	本	剛	明	殿
財務大臣	鈴	木	俊	一	殿
文部科学大臣	永	岡	桂	子	殿
厚生労働大臣	加	藤	勝	信	殿
内閣官房長官	松	野	博	一	殿

京都府議会議員 菅 谷 寛 志

原子力発電所の建替えや運転期間延長などの新方針撤回を
求める意見書

12月8日に、経済産業省の審議会は、原子力発電所の建替えや運転期間延長などを進めることを盛り込んだ行動指針案を大筋了承した。ロシアのウクライナ侵略に伴う化石燃料価格の高騰や電力需給ひっ迫など突発的な事態に乗じた重大な政策転換で、東京電力福島第1原発の甚大な事故への反省も教訓も投げ捨てた逆行であり、「安全神話」の復活にほかならない。しかも、国会での審議も行わず、民意にも問わないまま年内に最終決定することは、あまりに乱暴なやり方で、断じて許されない。特に、原則40年、最大60年という運転期間について、「安全対策」などで停止していた期間は運転期間から除外できるとしたことは重大である。すでに40年以上運転している老朽原発の高浜1、2号機は、福島原発事故以降、ほとんど停止していたので、60年を超えて70年近くも運転可能になる。京都府民の安全第一という京都府の立場からも、こうした方針は認められない。

岸田首相は、電力・エネルギーの安定供給や脱炭素を原発活用の理由に挙げているが、これらの課題は、省エネルギーと再生可能エネルギー拡大を真剣に追求してこそ打開の道が開かれる。原発に莫大な費用と労力をかけるのは、世界から遅れている日本の再生可能エネルギーの普及を一層遅らせ、気候危機対策の障害にもなりかねない。今こそ、原発依存と決別することが不可欠である。

ついては、国におかれては、原発の建替えや運転期間延長などの新方針を撤回するとともに、原発再稼働をやめ廃炉を目指すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月 日

衆議院議長	細 田 博 之 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
総務大臣	松 本 剛 明 殿
財務大臣	鈴 木 俊 一 殿
経済産業大臣	
内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）	
	西 村 康 稔 殿
内閣府特命担当大臣（原子力防災）	
	西 村 明 宏 殿
内閣官房長官	松 野 博 一 殿

京都府議会議長 菅 谷 寛 志

鉄道網の維持・活性化を求める意見書

国土交通省の「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会」が、「輸送密度」1千人未満の路線の存廃などについて国と自治体、鉄道事業者が協議する「協議会」を国が主導して設置し、3年で結論を得るなどとする「提言」を7月に出し、国土交通省は、これに基づく法案を通常国会に提出する準備をしている。

検討会の「提言」は、「コロナ以前の利用者まで回復することが見通せず、事業構造の変化が必要」、「『不採算路線を含めて維持する』とした民営化時のルール＝約束を果たせなくなった」などとしている。しかし、JR各社の赤字はコロナ危機による利用者減が主たる要因で、JR東日本、東海、西日本の本州3社は、コロナ危機で赤字に転落したが、行動制限がなくなった2022年度は黒字回復することが見込まれている。しかも、3社ともに、巨額の内部留保をかかえており、「不採算路線を含めて維持する」とした民営化時のルール＝約束を果たすことは可能である。

なお、京都府内で対象となっている小浜線と関西線は、通勤・通学をはじめ、住民の生活に欠かせない路線であり、存続・活性化を図るべきである。

全国知事会は、国土交通省・検討会の「提言」を受けて、「分割・民営化が地方に与えた影響、分割方法の妥当性、国鉄改革の精神等を改めて検証し・・・基幹的線区以外の線区も含めた全国的な鉄道ネットワークを維持・活性化するための方向性について示すこと」を国に求めている。

については、国におかれては、全国鉄道網の維持・活性化を図る責任を果たすべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月 日

衆議院議長	細 田 博 之 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
総務大臣	松 本 剛 明 殿
財務大臣	鈴 木 俊 一 殿
経済産業大臣	西 村 康 稔 殿
国土交通大臣	斉 藤 鉄 夫 殿
内閣官房長官	松 野 博 一 殿

京都府議会議員 菅 谷 寛 志

北陸新幹線延伸計画の中止を求める意見書

北陸新幹線敦賀―新大阪間は、約 8 割がトンネル区間で、残土量は少なくとも 880 万立米に及ぶにも関わらず、残土処分場も搬出ルートも明らかにされていない。地下水枯渇によって地下水を利活用している伝統産業・食品製造業や農業などへの影響が見込まれ、京都のまちと文化が壊されることになる。さらに、2 兆 1 千億円という建設費の見込みは大きく膨らむことになり、地元自治体ひいては住民の負担は莫大なものになる。無駄で環境破壊の北陸新幹線延伸計画に対し、府民の批判が広がっている。

北陸新幹線敦賀―新大阪間の延伸について、環境破壊や地下水への影響から、多くの住民の反対や心配の声が上がるもとので、国土交通省が環境影響評価の遅れなどによって令和 5 年度初めの着工を断念した。

与党の「整備新幹線建設促進プロジェクトチーム」は 12 月 14 日の会合で着工時期が遅れる見込みだと初めて認めた。その一方で国土交通省は 12 月 20 日、敦賀―新大阪間の地質調査や用地取得に向けた調査費など 12 億円を盛り込む案を与党に提示した。

こうした「前倒し」で調査することは、脱法的であり府民の理解を得ることはできない。については、国におかれては、北陸新幹線延伸計画を中止することを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 12 月 日

衆議院議長	細 田 博 之 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
総務大臣	松 本 剛 明 殿
財務大臣	鈴 木 俊 一 殿
経済産業大臣	西 村 康 稔 殿
国土交通大臣	斉 藤 鉄 夫 殿
内閣官房長官	松 野 博 一 殿

京都府議会議長 菅 谷 寛 志

消費税引下げとインボイス制度の中止を求める意見書

コロナ禍に加え、総務省が発表した 10 月の消費者物価指数は生鮮食品を除く総合指数で前年同月比 3.6%上昇、オイルショック以来 40 年ぶりの急激な物価上昇となっている。府内においても消費者物価指数は、前年同月比 3.4%上昇と、13 カ月連続の上昇である。総務省の「家計調査」で 2 人以上の平均的世帯の費目別支出額に物価上昇分を適用すると、年間 13 万円の負担増となることが報道されている。これが個人消費を冷え込ませ、原材料費やエネルギー価格の高騰とあいまって、中小企業・小規模事業者の経営を圧迫している。さらに来年から府内で約 4 万 7,000 件、1 兆円とされているゼロゼロ融資の返済が本格的に始まろうとしているもとの、いわゆる「三重苦」問題が深刻となっている。

世界では、こうした物価高騰に対して付加価値税（消費税）を引き下げる国々が現在までで 100 の国と地域にも広がっている。ところが、財務省は、その上にインボイス制度を実施して、消費税収を 2,480 億円も増やそうとしている。府内経済も支える多くの個人事業主等の納税免除が外されれば、伝統地場産業をはじめ、府内の多数の中小零細事業所やフリーランスがやむなく廃業に追い込まれる。また、物価高騰で苦しむ多数の消費者のさらなる負担増にもつながることになる。

現在では、幅広い国民と関係団体などの反対の声と運動により、政権内部でインボイス制度の延期の声があがっている。

よって、物価全体を抑える最も効果的な施策である消費税の引き下げとともに、免税事業者に新たな負担を強い、コロナ禍から再起を図る事業者の重い足かせとなるインボイス制度の中止を求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 12 月 日

衆議院議長	細 田 博 之 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
総務大臣	松 本 剛 明 殿
財務大臣	鈴 木 俊 一 殿
経済産業大臣	西 村 康 稔 殿
内閣官房長官	松 野 博 一 殿

京都府議会議長 菅 谷 寛 志

子育て支援医療助成制度について早急に高校卒業まで無償とする
ことを求める決議

安心して子育てをする上で、親の所得に関わらず、子どもたちが医療を受けることができるようにすることは基本である。しかし、7人に1人が相対的貧困状態にあると言われるように、子どもの貧困が深刻化する中で、必要な受診まで我慢せざるを得ない実態が進行している。また、合計特殊出生率が下がり続けるなど、京都府の少子化も深刻な事態となっている。長引くコロナ禍や物価高騰が府民生活を直撃し、少子化への対策も急がれる中、子どもの医療費の無償化の拡充は喫緊の課題となっている。

そうした中、本府では子育て支援医療助成制度のあり方検討会が2回開催されているが、拡充のスケジュールも明らかにせず、所得制限を加える議論も行われている。今必要なのは、全ての子どもの医療費無償化の早期実現を、府が早急に決断することである。

については、京都府におかれては、子育て支援医療助成制度について、早急に高校卒業まで無償とすることを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年12月 日

京 都 府 議 会

教育費の保護者負担軽減を求める決議

長引くコロナ禍に続き、急激な物価高騰は、多くの子育て世帯の家計をひっ迫させている。2021年に内閣府が行った「子どもの生活状況調査」では、過去1年間で必要な食料が買えなかった体験は全体で11.3%、ひとり親世帯では30.3%、母子家庭では32.1%と、深刻な困窮の実態が広がっている。また、同調査では、子どもの進学希望・展望について、大学以上と答えたのは全体では50.1%であるのに対し、低収入世帯では25.9%と大きな格差があり、低所得世帯にとって高すぎる学費・授業料が進学を阻む障壁となっている現実がある。2022年から本格化した物価高騰は、こうした実態に拍車をかけている。社会経済状況の変化によって、子どもたちの教育を受ける権利が侵害されるということや、子どもの貧困の拡大が起こることとはあってはならず、教育費の保護者負担軽減が求められる。

憲法第26条は義務教育の無償を定めているにも関わらず、現実には義務教育課程においても給食費等の保護者負担が残されている。学校給食法第2条に「義務教育諸学校における教育の目的を実現するため」とあるように、学校給食は教育的目的をもち、義務教育の一部であり、無償化されるべきである。

については、京都府におかれては、教育費の保護者負担軽減のため下記のとおり対策を求める。

- 1 学校給食費無償化を推進するため府内自治体への財政支援を行うこと。
- 2 高校生が授業で使用するタブレット端末を全額公費で導入すること。
- 3 高校生、大学生を対象とした京都府独自の奨学金制度を創設すること。

以上、決議する。

令和4年12月 日

京 都 府 議 会

2022年12月定例会を終えて

2023年1月8日
日本共産党京都府会議員団
団長 原田 完

はじめに

12月5日に開会した12月定例会が、23日に閉会した。

今議会は、コロナ禍に加え、物価高が暮らしと営業に深刻な影響と府民から悲鳴があがる中、その願いにこたえる自治体の役割が厳しく問われた。また、国会会期末を控え、統一協会と自民党の癒着の解明、大軍拡と増税の動き、安保3文書改訂など、タガの外れた暴走を続ける岸田政権への、国民的な批判と反撃の中で開かれた。

わが党議員団は、四月の知事選挙を踏まえ京都府総合計画の見直し最終案に対する知事総括質疑で、今後の西脇府政の基本方向について論戦するとともに、暮らしの願いを実現する立場から、実態や運動を踏まえ、攻勢的な提案と具体化を迫った。

1、提案された議案29件のうち、第3号「個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件」、第4号「デジタル社会の形成をはかるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件」、第15号「京都府道路公社が行う有料道路事業の実施にかかる同意の件」、第16号「京都府道路公社定款変更にかかる申請の件」に反対し、他の議案は、議員発議議案、人事案件も含め賛成した。第3号議案「個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件」及び第4号議案「デジタル社会の形成をはかるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件」は、国のデジタル関連法の一環として改定された個人情報保護法により、現行の府条例を廃止し、法律施行条例を制定するものである。

新たな法律施行条例では、「匿名加工情報」の提供とオンライン結合のための情報提供や契約手数料等を設定しようとするもので、個人情報を、特定の個人を識別できないように加工したうえ、本人の同意を得ずに第三者提供、目的外利用を可能とするものである。これは、これまで個人情報保護のために制限していた行為を、逆に可能とするもので、国と財界の成長戦略に沿った、企業のための「データ利活用」へと、本府の役割を大きく変質させるもので反対した。

第15号議案「京都府道路公社が行う有料道路事業の実施にかかる同意の件」、第16号議案「京都府道路公社定款変更にかかる申請の件」は、現在、無料区間である宮津天の橋立インターチェンジ～京丹後大宮インターチェンジを有料化するとともに、計画、整備中の区間である大宮峰山までも有料とするための議案である。宮津天の橋立インターチェンジ～大宮峰山インターチェンジは普通車で300円の料金となり、年間6億円もの利用者負担となる。

昨年、政府は高速道路の維持・管理費等について利用者負担を導入することに方針転換し、山陰近畿自動車道有料化については、兵庫県や鳥取県が「有料化は当面ない」方針である一方、京都府が国の方針に忠実に利用者負担にするもので、とうてい住民の理解は得られない。

また、知事は有料化によって「早期全線開通の道筋」になるかのように述べたが、利用者負担が先線（さきせん）整備の財源でなく、有料化をやめ、生活道路の早期整備に方針転換するべきであり、反対した。

なお、第7号議案「京都府立自然公園条例一部改正の件」は、賛成したが、もともと自然公園法改正は「国立公園等の魅力の向上と地域の活性化の実現を図る」ことを目的とされ、事業者が参加できる「協議会」を自治体が作るため、事業者優先になるのではないかと懸念が示されてきた。

今回の府条例改正は府立自然公園の範囲が瑠璃溪、保津川流域等に限られており、府立公園の本来の設置目的に沿った運用がされるようにすること、またそのためにも京都府として、予算も含めた公的な支援を行うこと、さらに自治体が設ける「協議会」の在り方について、自然保護団体をはじめ多様な団体で構成し、大手事業者の参入等がその利益のために参入しにくい運用となるよう、府として通知など一定の基準を示すよう求めた。

第26号議案「職員の給与等に関する条例等一部改正」は、人事委員会勧告にもとづくものであり賛成したが、そのうち府会議員の期末手当等の引き上げ部分は、もともと京都府議会議員の報酬は他県と比べても高い水準にあり、3割削減を求めており、しかもコロナ禍と物価高騰のもと、府民の暮らしが厳しさを増すなかで、議員報酬の部分は引き上げるべきではない。

なお、これら人事院勧告にもとづく職員給与引き上げについて、維新会派がすべて反対した。その他の議

案や態度については、完全に「オール与党」の一員でありながら、賃金部分だけには、機械的に反対をするというもので、「身を切る改革」とは所詮この程度のものである。

2、京都府総合計画にかかる第11号「京都府総合計画 将来構想を定める件」、第12号「京都府総合計画 基本計画を定める件」、第13号「京都府総合計画 地域振興計画を定める件」、議案第11号、12号、13号の3件は反対した。

その理由の第1は、総合計画の将来構想は、深刻な府民の実態や、それに対する京都府の果たすべき役割の総括を踏まえたものになっていないためである。

総合計画改定案は、本来、新型コロナウイルス感染症の拡大や、原油価格や物価高騰、経済・雇用情勢の悪化、少子高齢化や人口減少の深刻化などの現実を踏まえたものにすべきである。しかし、総合計画の「将来構想」は、おおむね2040年を展望したものとされたが、府民の暮らしや実情からでなく、バックキャスト方式で府民の実情とは関係なく、「あるべき姿」を描いているためである。

第2は、長引くコロナ禍のもとで医療が逼迫し、介護施設等に留め置かれて多くの方がお亡くなりになるなどの事態に対し、事実の公表と総括がされないまま、次の対策に活かせていないためである。

そもそも、コロナ禍への対応の不備は、医療や社会保障の相次ぐ削減、急性期病床削減、保健所の統廃合による広域対応や、人員削減など、歴代政府の政策の矛盾が噴出したことにある。ところが、総合計画案では「保健・医療・介護体制の構築」と述べながら、保健所を元に戻し、保健師をはじめとした人員確保など体制強化の方向は示されていない。また、コロナで高齢者が施設に留め置かれ、入院出来ずに亡くなられた方が144名もおられたにもかかわらず、知事は「必要な人は全員入院出来ている」と開き直る姿勢をとり続けるなど、検証や反省が全くないことは重大である。これは「住民福祉の増進」という自治体本来の役割から大きく外れている。

第3は、基本計画の重点に、生活基盤づくりに高速道路・DX(デジタル・トランスフォーメーション)等、国の方向と一体に新たな開発型行政を推し進めようとしているためである。

災害対策など本格的に進めなければならないときに、北陸新幹線延伸計画は、豊かな自然や地下水などに深刻な影響を与える事や、膨大な財政負担が府民にかかることなどから、計画中止の態度を表明すべきである。さらに北部では山陰近畿自動車道の整備や、南部では新名神高速道路の全線開通の促進と一体に、大規模な開発施策を次々と進めようとするなど、暮らしの基盤づくりから大きく離れている。不要不急で膨大な予算を投入する事業は見直し、暮らしのために、住み続けられる条件を整えるためにこそ予算を使うべきである。

さらに、府営水道や市町村水道の広域化・共同化を本府がトップダウンで推進し、官民連携と広域化を本格的に推し進め、民営化に道を開こうとしていることは重大である。

第4は、少子化の原因分析と解決にまともに取り組んでいないためである。

「子育て環境日本一」を掲げるものの、少子化の大きな原因の一つである、実質賃金の低下、非正規雇用の広がり等により、働きにくく、暮らしが大変になっている実態に向き合う施策や格差と貧困対策、賃上げ対策などが示されていない。一方、「子育てにやさしい風土づくり」の呼びかけに偏り、教育費負担軽減や、子どもの医療費助成の拡充、学校給食費無償化等、早急に取り組むべき課題の抜本的改善や、保育士の処遇改善、身近なところに児童相談所や子育て支援センターの設置など、福祉、教育環境整備こそ必要である。

第5は、中小企業が過剰債務や物価高騰によって倒産や廃業の急増が危惧される事態にある中で、支援の本格的取り組みが求められているにもかかわらず、今後の産業政策の柱が「産業リーディングゾーン」の設置など、成長産業支援が中心となっているためである。

内需をあたためるための賃上げやゼロゼロ融資を別枠債務にして、新たな融資制度を国に求めるべきである。農林水産業についても集落営農への支援、地産地消の取り組みが必要である。

第6は、府民の声を聞く姿勢がないことが大問題である。

「総合計画」へのパブリックコメントは、637件の意見のうち、文化スポーツに関して「北山エリアをそのまま残して欲しい」という意見が400を超えて寄せられた。ところが、これらの意見を全く反映させず、住民説明会は開かず、15万筆もの計画見直しの要望に向き合わない。多様な意見を聞こうとしないうえに、異議を唱える声に耳を傾けない府民不在の姿勢は、極めて問題がある。

なお、総合計画特別委員会知事総括質疑では、自民党はじめわが党会派以外のすべての質問者が、西脇府政を天まで持ち上げる質問を行い、今後の府政の基本方向を示した総合計画案にすべて賛成した。これは、時代遅れの「オール与党」の姿を示すとともに、京都府が国と同様の方向で進むことを是認したもの

で、二重に重大である。

3、二期目に入った西脇府政の、あまりに国いいなり、出先機関化、トップダウンぶりが明らかとなり、府民の実態や要求との矛盾を広げていることが明らかとなった。

コロナとインフルエンザの同時流行に備え、この間の総括を行うとともに、歴代政権による医療・社会保障費削減路線の転換こそ必要と根本的転換を求めた。知事は施設留め置きについて「入院が必要な人はすべて入院していただいている」と答弁しながら、一方でこの一年で144名の方が入院できず施設でコロナ感染により死亡された方がおられることをようやく総括質疑答弁で発表するなど、都合の悪い事実は隠してきた上に、まともな総括がないままに場当たりの対応に終始していることは府民の命を軽んじるもので、極めて重大である。

党府議団は、コロナ禍と物価高のもと、ゼロゼロ融資が府内で約4万7000件、1兆円とされており、京都信用保証協会や信用金庫、中小企業団体、モノづくり事業所等で調査を行い、別建ての支援制度創設と、固定費支援、消費税減税、インボイス中止等を求めた。しかし知事は「消費税につきましては、全世代型社会保障に必要」「インボイス制度の円滑な導入に向け周知をはかる」との答弁を繰り返した。

また、最大焦点である、中小企業支援と賃上げについては、世論と府議会意見書に押され、「国に対して中小企業の賃金引き上げに向けた支援制度改善などを要望している」と述べる一方、社会保険料への負担軽減については「直接保険給付を受ける労働者と事業主双方で応分の負担を行うことが基本」と答弁し、この点での突破が求められる。

北陸新幹線の延伸計画は、府民の不安と反対を前に、京都府内の複数の地域で工事着工に必要な環境影響調査が実施できない状況が続く、国交省は来年度の工事着工を断念すると発表した。

ところが、国交省は本来認可後に実施する地質調査や用地取得に向けた調査費など12億円を盛り込むことを提示した。これまで地域住民への説明では、「ルートも駅の位置などもまったく決まっていない」としてきたにもかかわらず、認可後に行う調査を前倒しし、駅の概略設計まで行うなど、京都府民を愚弄するものである。こうした中、西脇知事は推進を前提として「丁寧に説明していただく」と述べ、府民の声を聞き、不安に答えるという姿勢が全くないことがますます明瞭となった。北陸新幹線延伸問題は、与党PTも含め、京都の運動が今後の焦点となっており、中止にむけ全力を尽くす。

「北山エリア整備基本計画」について、府立大学内に建設予定の1万人規模のアリーナ問題を軸に論戦した。計画の白紙撤回を求める15万筆にものぼる署名や、府立大学の学生のみなさんが実施されたアンケートで「スポーツを『観る』ための共同体育館についてどう思うか」という問いに4割が「市民・学生の利用をメインにしてほしい」と回答したことなどを指摘し、撤回を迫ったが、知事は「幅広く利用者や府民のご意見を伺っている段階」と、まともに答えられなかった。府民説明会の開催も実施せず、また府民によるパブリックコメントの締切の前日に、北山エリアを含む総合計画最終案を京都府総合計画策定検討委員会で論議するなど、府民不在ぶりは極まっている。しかも、「ハンナリーズとは関係ない」といながら、プロスポーツや国際大会などのために建設に前のめりで進めていることは、国の成長戦略を京都で具体化することに熱心な姿が浮き彫りとなった。白紙撤回に向けて全力をあげるものである。

なお、府立文化芸術会館の存続について本会議でただしたが、今回、5年間の指定管理者の条例が提案されることになった。引き続き、存続を求めて力を尽くす。

二月議会で最終案が示される予定の「京都府水道グランドデザイン」「京都府営水道ビジョン」の中間案について、知事は「市町村が地域事情に応じた方策を選択できるように進める」「選択肢を示す」と答弁した。しかし、京都府は施設統廃合と経営統合をする道しか示さず、市町村の浄水場廃止を市町村の意思と関係なく計画に盛り込んだもので、地方自治を逸脱しているものである。しかも、企業団化や広域化と公民連携など、市町村の水道事業の厳しさを逆手にとり、政府方針を忠実に進めようとする意図とやり方が露骨に浮き彫りとなっていることは重大である。

4、世論と運動の力を背景に、それと結んだ論戦を通じ、いくつかの重要な変化を作り出すこととなった。

「加齢性難聴者に対する補聴器購入の公的支援制度の創設を求める意見書」が全会一致で可決した。これは、「補聴器の公的補助を求める会」（代表佐野春枝）などが、難聴者の補聴器購入にあたって公的支援を求める署名運動に取り組まれ、昨年2月議会には府議会に陳情にこられ、その後も各党派とねばり強公的支援の必要性を訴えてこられた。こうした府民的な運動を背景に各党派の態度が変わり、今回の意見書可決に至った。わが党議員団は令和元年9月定例会で西脇議員が府議会ですべてこの問題を取り上

げ、また 12 月議会本会議質問では、山内議員が実現を攻める中、運動と結んだ論戦も相まって変化を作り出した。

これにより、都道府県では 7 番目となり、府議会での動きが、福知山市議会での新たな意見書採択の流れも作りだした。今後、具体的な制度実現へ引き続き奮闘するものである。

また、昨年四月の京都府知事選挙以降、子どもの医療費拡充にむけた「検討会」が立ち上げられ、論議が始まっているが、今議会には、こうした動きに呼応し、「すべての子どもを対象とした医療費無償化の早期実現を求めることに関する請願」が提出され、請願はわが党以外の会派が道理なく否決したものの、各会派から関連する質問が出され、「国において、子どもを対象とした医療費助成の制度化を強く要望する意見書」が全会一致で可決することとなった。

これは、府民の世論と運動、府会議員団の論戦が府政を動かし、知事与党会派も無視できなくなったものである。国はもちろん、検討中の京都府の制度として速やかに高校卒業まで無料化を求めるものである。わが党議員団は代表質問で、①子どもの医療費無料化を高校卒業まで拡充、②小中学校における教育費負担の大部分を占める給食費の無償化、③高校授業料の支援、④大学等の高等教育機関での学費無償化や修学支援の充実、給付型奨学金の実施、を政策パッケージで実施を求めた。こうした中、12 月議会には「子どもと教育・文化を守る府民会議」の皆さんが、「すべての子どもたちが安心して学べる学校づくりと教育条件の整備に関する請願」18,303 筆の署名を添えて、12 月府議会に請願を提出された。同時に「小中学校給食費の無償化に関する請願」も提出された。

毎年取り組まれてきた署名の積み重ねの重みとともに、今日の子どものめぐる切実な要求を踏まえたもので、党議員団は本会議や常任委員会等で取り上げ、意見書・決議案等として積極的に提案した。請願審査では、わが党以外の会派が否決したものの、府内でも中学校給食の実施に加え、学校給食の無償化が大きな流れになっており、こうした中、知事も「教育条件整備のための基金」の創設を表明した。このことも含め、すべての子どもの教育条件整備に力を尽くす。

府民の運動と議会論戦により、一昨年の年末年始に向け実施された京都府の地域活動緊急支援事業は、57 の NPO 等の民間団体が、生活困窮者等への食材配布など実施されたが、今年も実施することを強く求めた結果、昨年末に京都府が社会福祉協議会を通じ、直接物資を提供する事業が実施されることとなった。受付期間が短いことや、物資の内容等に課題はあるが、コロナ禍と物価高による生活困窮者等への公的に直接支援を行ったことは重要であり、今後さらに直接支援制度を拡充させるため力を尽くす。

5、大軍拡の動きのもとで、京丹後市の米軍基地をめぐる深刻な事故が発生し、党議員団として開会日の 12 月 5 日に、京都府知事に対し「米軍経ヶ岬通信所の米軍関係者による人身事故発生と対応について厳しく抗議し再発防止を強く求める申し入れ」を行い、その後議会でも追及した。

これは 11 月 8 日、京丹後市の米軍経ヶ岬通信所の関係者の車両が高齢の歩行者と接触し、負傷させる人身事故が発生しにもかかわらず、防衛省が「軽微な事故」として京都府や京丹後市に通報を怠っていた事態が発生したものである。これまで「すべての事故を京都府、京丹後市に報告する」としていたルールを改悪した上に、人身事故まで事実上「隠蔽」したものであり、基地撤去の必要性がこの点でも明瞭である。

6、党府議団は、岸田政権の暴走に対峙し、府民要求実現の立場から、「敵基地攻撃能力の保有、軍事費 2 倍化、増税に反対する意見書」「米軍経ヶ岬通信所関係者による人身事故に関わる政府と米軍の対応に抗議する意見書」「原発の建て替えや運転期間延長などの新方針撤回を求める意見書」「子育て支援医療助成制度について早急に高校卒業まで無償とすることを求める決議」「教育費の保護者負担軽減を求める意見書」「教育費の保護者負担軽減を求める決議」「教員定数を改善し少人数学級を進める意見書」「介護保険制度の大改悪に反対する意見書」「マイナンバー保険証及びオンライン資格確認の義務化を撤回することを求める意見書」「鉄道網の維持・活性化を求める意見書」「北陸新幹線延伸計画の中止を求める意見書」を提案した。これらすべてわが党以外の会派が道理なく否決したが、世論と運動に追い詰められているのは、古いオール与党である。

こうした中、国民的に大問題となってきた旧統一協会について、3 党派提案の「旧統一教会による被害者への救済措置の早急な実施等を求める意見書」が提出され、わが党は賛成したが、被害者救済法は「マイコンドコントロール下での献金を禁止」することなど、さらに実効性あるものとなるよう求めるとともに、最大の問題は、旧統一協会と政治の癒着の根幹である自民党と旧統一協会の癒着の究明が極めて不十分なまま終わらせようとしていることについて、討論で厳しく指摘した。

7、12月初め、山下副知事が海外出張中、ジェンダー問題に取り組む団体の代表理事である女性に対し「オレはセクハラの塊みたいなもん」等の発言がセクハラと指摘され、府の相談窓口には被害者から訴えがあり、第三者委員会を立ち上げ、調査中とされている。

山下副知事は記者会見で謝罪したものの、職務上知りえた被害者本人からの訴えに対し、副知事が直接、被害者にメールを三度も送信するなど、行政の責任ある立場の副知事が、女性を侮辱し卑しめる発言した上に、その対応の基本が全くなっておらず、二重三重に許されることではない。すみやかにしかるべき対応をとるべきである。

新しい年となり、四月の統一地方選挙が迫ってきた。党府議団は、暮らしの願いに全力で応えとともに、構造的な政治のゆがみをただし、岸田政権退陣にむけ、広範な府民の皆さんとの共同の力で全力をあげて力を尽くすものである。

以上